

改正	昭和59年4月1日	昭和60年7月1日
	平成元年7月28日	平成3年7月26日
	平成4年3月27日	平成5年3月26日
	平成12年4月1日	平成17年4月1日
	平成19年4月1日	平成20年4月1日
	平成22年4月1日	平成23年4月1日
	平成24年4月1日	平成24年4月1日
	平成24年12月1日	平成25年2月1日
	平成25年4月1日	平成26年4月1日
	平成26年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年4月1日
	平成27年4月1日	平成27年8月1日
	平成28年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月1日	平成29年4月1日
	平成29年4月1日	平成30年4月1日
	平成30年7月1日	平成30年10月1日
	平成31年4月1日	令和2年4月1日
	令和2年4月1日	令和3年4月1日
	令和3年4月1日	令和4年4月1日
	令和4年4月1日	令和4年6月1日
	令和5年4月1日	

第1章 総則

（目的）

第1条 獨協医科大学大学院（以下「大学院」という。）は、医学及び看護学に関する学術の理論及び応用を教授・研究して医学及び看護学の進展に寄与するとともに、高度の研究的思考能力を備えた研究者の養成を目的とする。

（自己点検・評価）

第1条の2 大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施については、別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第1条の3 大学院は、その授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施については、別に定める。

（研修の機会等）

第1条の4 大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（前条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けること、その他必要な取り組みを行うものとする。

2 前項の研修の実施については、別に定める。

第2章 組織及び学生定員

（研究科）

第2条 大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

(研究科の目的)

第2条の2 医学研究科は、医学に関する学術の理論及び応用を教授・研究して医学の進展に寄与するとともに、高度の研究的思考能力を備えた研究者の養成を目的とする。

2 看護学研究科は、看護学に関する学術の理論及び応用を教授・研究して看護学の進展に寄与するとともに、高度の研究的思考能力を備えた研究者の養成を目的とする。

(課程)

第3条 医学研究科に、博士課程を置く（以下「医学研究科博士課程」という）。

2 看護学研究科に博士前期課程及び博士後期課程を置く。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

(課程の目的)

第3条の2 医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

2 看護学研究科博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

(専攻)

第4条 医学研究科に、次の専攻を置く。

形態学系

機能学系

社会医学系

内科学系

外科学系

2 看護学研究科に、次の専攻を置く。

看護学（論文コース）（博士前期課程）

看護学（専門看護師コース）（博士前期課程）

看護学（博士後期課程）

(学生定員)

第5条 研究科の学生定員は、次のとおりとする。

(1) 医学研究科

専攻	入学定員	収容定員
形態学系	4名	16名
機能学系	7名	28名
社会医学系	5名	20名
内科学系	13名	52名
外科学系	12名	48名
計	41名	164名

(2) 看護学研究科

専攻	入学定員	収容定員
看護学（博士前期課程）	10名	20名
看護学（博士後期課程）	3名	9名

第3章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第6条 修業年限は原則として、医学研究科博士課程にあつては4年、看護学研究科博士前期課程にあつては2年、看護学研究科博士後期課程にあつては3年とする。

2 看護学研究科の学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合には、その計画的な履修を認めることがで

きる（長期履修制度）。

3 前項の長期履修制度については、別に定める。

（在学期間）

第7条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第4章 学年、学期及び休業日

（学年）

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

（学期）

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

（休業日）

第10条 休業日は、次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）開学記念日（4月23日）

（4）春季休業（3月下旬から4月上旬まで）

（5）夏季休業（7月中旬から8月下旬まで）

（6）冬季休業（12月下旬から1月上旬まで）

2 前項第4号から第6号の休業期間は、都度、学長が定める。

3 学長は、必要がある場合は、休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育方法等

（授業及び研究指導）

第11条 医学研究科及び看護学研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（専攻分野、授業科目及び単位数）

第12条 各研究科に置く専攻分野、授業科目及び単位数は、医学研究科博士課程にあつては別表1のとおりとし、看護学研究科博士前期課程にあつては別表2のとおりとし、看護学研究科博士後期課程にあつては別表3のとおりとする。

（履修方法等）

第13条 医学研究科博士課程学生は、前条に定める授業科目について30単位以上を履修し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 医学研究科における授業科目の単位は、原則として前半2年間に於いて履修するものとする。

3 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

4 指導教授が研究指導上必要と認めたときは、他の専攻分野の科目を履修させることができる。

第13条の2 看護学研究科博士前期課程学生は、第12条に定める授業科目について、次のいずれかにより履修しなければならない。

（1）論文コースの学生は30単位以上を履修し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。

（2）専門看護師コースの学生は40単位以上を履修し、かつ、特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。

2 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

3 指導教員が研究指導上必要と認めたときは、他の一方のコースの科目を履修させることができる。

4 各コースの履修方法については別に定める。

第13条の3 看護学研究科博士後期課程学生は、第12条に定める授業科目について14単位以上を履修し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（履修科目の届出）

第14条 学生は、前条の規定に従い履修授業科目を定めたときは、毎学年の始めに届け出なければならない。

(単位の計算方法)

第15条 授業科目の単位数の計算は、講義及び演習については15時間、実験・実習については30時間をもってそれぞれ1単位とする。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第16条 指導教授が教育上有益と認めたときは、学長は、第36条第1項に定める当該研究科の教授会の議を経て、他の大学の大学院等の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項により修得した単位は、6単位を限度として、課程修了の要件となる単位と認める。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条の2 看護学研究科博士前期課程において教育研究上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことができる単位は、当該研究科において修得した単位以外のものについて10単位を限度として、修了の要件となる単位として認めることができる。

(教育方法の特例)

第16条の3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第6章 課程修了の要件

(授業科目履修の認定)

第17条 授業科目履修の認定は、筆記又は口述による試験その他の方法により、当該授業科目担当教授が、前期末又は学年末に行う。

2 疾病その他やむを得ない事情により受験できなかった者には追試験を行うことができる。

3 試験に関する事項は、別に定める。

(成績の評価)

第18条 成績の評価は100点満点とし、次の4段階に分けて、60点未満を不合格とする。

優(80点以上) 良(80点未満～70点) 可(70点未満～60点) 不可(60点未満)

2 不合格の授業科目については、再試験を行うことができる。

(単位の授与)

第19条 第17条の試験等に合格した者には所定の単位を与える。

(課程修了の要件)

第20条 医学研究科博士課程修了の要件は、研究科に4年以上在学して必修科目24単位及び選択科目6単位以上計30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた者で所定の要件を満たした場合は、3年以上の在学年数とすることができる。

第20条の2 看護学研究科博士前期課程修了の要件は、研究科に2年以上在学し、次のいずれかの単位を修得しなければならない。

(1) 論文コースの学生は30単位以上を修得し、かつ、学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。

(2) 専門看護師コースの学生は40単位以上を修得し、かつ、特定の課題についての研究の成果を提出して、その審査及び最終試験に合格するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた者で所定の要件を満たした場合は、1年以上の在学年数とすることができる。

第20条の3 看護学研究科博士後期課程修了の要件は、研究科に3年以上在学して必修科目12単位及び選択科目2単位以上計14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績をあげた者で所定の要件を満たした場合は、2年以上の在学年数とすることができる。

第7章 学位

(学位の授与)

第21条 前3条により、医学研究科博士課程を修了した者には博士（医学）の学位を、看護学研究科博士前期課程を修了した者には修士（看護学）の学位を、看護学研究科博士後期課程を修了した者には博士（看護学）の学位を授与する。

2 医学研究科博士課程を経ない者が博士の学位を希望して論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、医学研究科博士課程を経た者と同等の学識を有することが試問により確認された場合は、博士（医学）の学位を授与する。

3 前2項の学位に関する事項は、獨協医科大学学位規程に定めるところによる。

第22条 削除

第8章 入学、転入学、転学、休学、復学、転専攻、退学、再入学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。

(医学研究科博士課程の入学の資格)

第24条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士（修業年限6年の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の過程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の過程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の過程は、医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第102条第2項に規定する者（修業年限6年の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）
 - (8) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修した者に限る。）を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (9) 医学研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に定める者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 2 入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(看護学研究科博士前期課程の入学の資格)

第24条の2 看護学研究科博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の

政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(前2号の規定による課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 文部科学大臣が指定した専修学校の専門課程を修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 看護学研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(看護学研究科博士後期課程の入学の資格)

第24条の3 看護学研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、入学試験に合格し、かつ、所定の手続を経たものとする。

(1) 修士の学位若しくは専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(次号において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

2 入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(選考方法)

第25条 入学の選考は、学力試験、面接及び健康診断の総合判定による。

2 選考に関する事項は、別に定める。

(入学許可)

第26条 入学の許可は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が行う。

(転入学)

第26条の2 他の大学の大学院に在学している者が、大学院への転入学を願い出たときは、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 転入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき単位数は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 転入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(転学)

第26条の3 大学院に在学している者が他の大学の大学院へ転学しようとするときは、当該研究科の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 転学を希望する者は、所属専攻分野の指導教授の承認を得るものとする。

(休学及び期間)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により、引続き3か月以上就学することができない者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得た上で当該年度の終りまで休学することができる。なお、引続き休学するときは、その理由を具して改めて学長に願い出なければならない。ただし、期間はその翌年度内に限る。

2 休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第28条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

2 第30条第1号及び第2号の規定により除籍された者が、1か月以内に復学を願い出たときは、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、許可することができる。

3 復学の時期は、学年の始めとする。ただし、事情により、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、学年の中途においても復学を許可することができる。

(転専攻)

第28条の2 大学院に在学している者が転専攻を願い出たときは、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、許可することができる。

2 転専攻の時期は、原則として学年の始めとする。

3 転専攻を希望する者は、所属専攻分野の指導教授の承認を得るものとする。

4 転専攻を許可された者の既修の授業科目及び単位数等の認定については、当該研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(退学)

第29条 退学しようとする者は、その理由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、退学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を要する。

(再入学)

第29条の2 前条の規定により退学した者が、退学後4年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の在学すべき年数及び履修すべき単位数は、当該研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学試験及び出願手続等に関する事項は、別に定める。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

(1) 正当な理由がなく、所定の期日までに学費を納入しない者

(2) 休学期間満了後1か月以内に何等の手続をしない者

(3) 第7条に規定する在学期間を超えた者

(4) 第27条に規定する休学期間を超えた者

(5) 死亡が確認された者

(6) 行方不明の届出のあった者

(7) 疾病が2年以上にわたり、なお回復が困難で学業の継続ができないと校医が診断した者

第9章 授業料その他の学費

(学費の納入)

第31条 授業料等納入すべき学費は、次のとおりとする。

区分	医学研究科 (博士課程)	看護学研究科 (博士前期課程) (博士後期課程)
入学検定料	30,000円	30,000円
入学金	150,000円	200,000円
授業料(年額)	450,000円	600,000円

2 入学金は入学時に、授業料は毎年度4月末日までに納入しなければならない。

3 既に納入した学費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

4 第6条第2項の規定により、当該標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを認められた者については、別に定める。

第10章 ティーチングアシスタント学生

(ティーチングアシスタント学生)

第31条の2 大学院に在学している者を、ティーチングアシスタント学生として、本大学学部の教育の補助業務に従事させることができる。

2 ティーチングアシスタント学生に関する事項は、当該研究科ごとに別に定める。

第11章 大学院研究生

(大学院研究生)

第32条 他の大学の大学院に在学している者が、大学院において特定の授業科目の履修及び研究指導を希望するときは、希望専攻分野の教育研究に支障がない場合に限り、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、大学院研究生として受け入れることができる。

2 大学院研究生の受入れに関する事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第33条 人物、学業ともに優れ、他の学生の模範となる行為をした者は、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第34条 大学院の教育方針に違反し、又は学生の本分にもとる行為をした者は、学長は、当該研究科の教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の処分は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学生の懲戒の手続きに関する事項は、別に定める。

第13章 教員組織

(教員組織)

第35条 大学院に、研究指導及び授業を担当する教員を置き、本大学の教授、准教授及び講師をもって充てる。

2 大学院に、教育・研究上必要な場合は、専ら大学院を担当する教授、准教授及び講師を置くことができる。

3 前項の教員の任用等に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第35条の2 医学研究科に医学研究科長、看護学研究科に看護学研究科長を置く。

2 研究科長は、それぞれの研究科に関する事項を統括する。

3 医学研究科長の選考については、別に定める。

4 看護学研究科長の選考については別に定める。

第14章 大学院教授会

(組織及び審議事項)

第36条 医学研究科に大学院医学研究科教授会、看護学研究科に大学院看護学研究科教授会を置く。

2 大学院医学研究科教授会は、医学研究科長、学長が指名する副学長及び研究科各専攻分野の指導教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、第35条第2項に規定する教授は、大学院医学研究科教授会の構成員とする。

4 大学院看護学研究科教授会は、看護学研究科長、学長が指名する副学長及び第35条に規定する教授をもって組織する。

5 大学院教授会は、それぞれの研究科長が招集し、その議長となる。

6 大学院教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 7 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 8 大学院教授会の運営等に関する事項は、別に定める。

第15章 科目等履修生

(科目等履修生)

第37条 看護学研究科博士前期課程の所定の授業科目のうち、一部の科目について履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、学長は、当該研究科教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年7月28日から施行する。

附 則（平成3年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成4年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成4年3月27日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成5年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成5年3月26日から施行する。

附 則（平成11年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 獨医大学則第2号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第31条第1項の規定について、入学検定料は平成18年度の入学志願者から、入学金は平成18年度の入学者から、及び授業料（年額）は平成18年4月1日から適用し、平成17年度の授業料（年額）については、なお従前の例による。

附 則（平成18年 獨医大学則第2号）

（平成19年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 獨医大学則第1号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年 獨医大学則第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年 獨医大学則第5号）

この学則は、平成25年2月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 獨医大学則第3号）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成25年度以前の入学者については、改正後の「第13条及び第13条の2（履修方法等）、第20条第3項（課程修了の要件）、及び別表2看護学研究科（第12条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 獨医大学則第5号）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学者については、改正後の「別表2看護学研究科（第12条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第5号）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前の入学者については、改正後の「第13条の2（履修方法等）、第20条第3項（課程修了の要件）、及び別表2看護学研究科（第12条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年 獨医大学則第7号）

この学則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成27年 獨医大学則第8号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 獨医大学則第3号）

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者については、改正後の「別表2看護学研究科（第12条関係）」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年 獨医大学則第4号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第3号）

この学則は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年 獨医大学則第5号）

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年 獨医大学則第2号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第4号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年 獨医大学則第5号）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 平成31年度以前の入学者については、改正後の「別表2看護学研究科（第12条関係）」の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 獨医大学則第 7 号）

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、博士課程の入学金及び授業料（年額）は令和 3 年度の入学者から適用し、令和 2 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 獨医大学則第 3 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 獨医大学則第 5 号）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 獨医大学則第 3 号）

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 獨医大学則第 5 号）

この学則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 獨医大学則第 4 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 医学研究科（第12条関係）

専攻分野、授業科目及び単位数

研究科	専攻	専攻分野	授業科目及び単位				備考
			必修科目	単位	選択科目	単位	
医学研究科	形態学系	生体構築学	人体解剖学特論	2	組織学特論実習(2)	2	選択科目は6単位以上修得すること
			同実習	2	組織学特論実習(3)	2	
			臨床人体解剖学	2	組織学特論実習(4)	2	
			同実習	4			
			組織学特論	8			
			組織学特論実習(1)	4			
		病理学	病理形態学特論	4	腫瘍病理学	2	
			同実習	2	呼吸器病理学	2	
			実験病理学特論	4	神経内分泌病理学	2	
			同実習	4			
			分子病理学特論	4			
			同実習	4			
	機能学系	統合神経生理学	神経生理学概論	4	細胞培養実習	2	
			同実習	2	行動の分子遺伝学	2	
			生体情報学	4	単位神経回路内情報処理機構	4	
			神経行動学	2	脳の老化	2	
			大脳情報処理学	2	音受容の末梢機構	2	
			同実習	2	学習・記憶のメカニズム	2	
			侵害情報処理機構	2			
			同実習	4			
		生化学	内分泌の生化学	2	消化・吸収と栄養の生化学(1)	2	
			同実習	2	消化・吸収と栄養の生化学(2)	2	
			機能タンパク質の生化学	2	消化・吸収と栄養の生化学(3)	2	
			同実習	4	窒素の代謝	2	
			タンパク質の生化学	2			
			同実習	4			
			遺伝子発現の調節	2			
			同実習	4			
		薬理学	薬理学特論	2	免疫薬理学	2	
			同実習	2	蛍光組織化学	2	
			神経薬理学特論	2	腎臓薬理学	2	
			同実習	4	循環器薬理学	2	
			薬物受容体論	2	薬物動態	2	
			同実習	4			
			平滑筋薬理学	2			
			同実習	4			
		微生物学	細菌学特論	4	細胞生物学	2	

社会医学系		同実習	4	感染制御学	2
		ウイルス学特論	4	微生物遺伝学	2
		同実習	4	ウイルス工学特論	2
		真菌学特論	2		
		同実習	2		
		感染免疫学	2		
	分子細胞生物学	分子生物学特論	4	小胞輸送の制御機構	2
		同実習	8	細胞骨格の制御機構	2
		細胞内情報伝達特論	4	細胞運動の制御機構	2
		同実習	6	細胞増殖の制御機構	2
	公衆衛生学	公衆衛生学特論	4	再生医学	2
		疫学特論	4	医学情報リテラシー	2
		社会疫学	4	認知神経科学	2
		地域保健学特論	2		
		感染症対策	2		
		国際保健学	2		
		遺伝分子環境疫学	2		
		科学技術社会論	2		
	法医学	法医学特論	4	損傷学	2
		同実習	4	内因性急死特論	2
		医療事故特論	2	法医中毒学	2
		医療事故ケーススタディ（実習）	4	法医病理学	2
		生命倫理学	4	交通外傷学	2
		薬毒物検査実習	2	法医遺伝学実習	2
		鑑識科学実習	2		
	リハビリテーション科学	リハビリテーション医学特論	4	整形外科基礎科学	2
		同実習	4	神経内科学特論	2
		身体障害学特論	4	精神医学特論	2
		動作学（キネシオロジー）特論	2	心臓内科学特論	2
		同実習	4	義肢装具学特論	2
		理学療法・作業療法特論	4	筋組織学	2
内科学系	内科学（心臓・血管）	心臓内科学特論	2	血行力学	2
		同実習Ⅰ	2	心不全学	2
		同実習Ⅱ	2	血管不全学	2
		同実習Ⅲ	2	心臓超音波医学	2
		肺循環学特論	2	心臓核医学	2
		同実習Ⅰ	2	心臓電気生理学	2
		同実習Ⅱ	2	救急医学特論	2
		冠循環学特論	2		
		同実習Ⅰ	2		
		同実習Ⅱ	2		
		同実習Ⅲ	2		

内科学（消化器）	消化器内科学特論	2	病理組織学	2
	同実習	4	放射線診断学	2
	消化器病学	8	消化器内視鏡学	2
	同実習	8	細胞培養	2
			分子生物学	2
			医用電子工学	2
内科学（血液・腫瘍）	血液学特論	4	固形腫瘍治療学	2
	血液病診断学特論	2	微生物学	2
	同実習	4	化学療法概論	2
	血液病治療学特論	4	分子標的療法概論	2
	同実習	4	造血幹細胞移植概論	2
	分子細胞生物学	2		
	細胞培養学	2		
内科学（腎臓・高血圧）	循環器内科学特論	2	腎臓病理学	2
	同実習	6	心臓病学総論	2
	腎臓病学特論	2	腎臓病学総論	2
	同実習	4	心臓及び腎臓内分泌学	2
	心臓病学特論	2	循環器診断学特論	2
	同実習	6	超音波医学	2
内科学（神経）	神経内科学特論	2	神経病理学	2
	同実習	4	神経薬理学特論	2
	臨床神経生理学特論	2	心身医学	2
	同実習	4	神経眼科学	2
	神経放射線学特論	2	平衡神経学	2
	同実習	4	自律神経学	2
	神経免疫学特論	2	脳循環代謝学	2
	同実習	2	神経救急学	2
内科学（内分泌代謝）	内分泌代謝疾患病態生理学・治療学	4	糖尿病と動脈硬化症	2
	同実習	4	免疫診断法概説	2
	細胞培養学	2	甲状腺学特論	2
	同実習	4	ヨード代謝研究法	2
	基本生化学・解析学	2		
	分子生物学・遺伝子学	2		
	生化学・分子生物学実習	4		
内科学（呼吸器・アレルギー）	臨床アレルギー学特論	4	耳鼻咽喉・頭頸部外科学特論	2
	同実習	2	皮膚科学特論	2
	臨床免疫学特論	2	呼吸器生化学実験法特論	2
	同実習	2	炎症細胞特論	2
	膠原病学特論	4	AIDS ウイルス特論	2
	感染免疫特論	2	腎臓病学特論	2
	臨床腫瘍学特論	2		
	呼吸器病理学特論	2		

	呼吸生理学特論	2		
内科学(リウマチ・膠原病)	臨床免疫学特論	4	臨床免疫学特論実習Ⅱ	2
	同実習Ⅰ	2	臨床疫学特論実習	2
	膠原病学特論	4	呼吸器病理学特論	2
	同実習Ⅰ	2	皮膚科学特論	2
	同実習Ⅱ	2	腎臓病学特論	2
	膠原病画像診断	2	関節病学特論	2
	臨床疫学特論	2		
	臨床アレルギー学特論	2		
	感染症学特論	2		
精神神経科学	精神医学特論	2	精神保健学	2
	同実習	4	精神分析学	2
	精神病理学特論	2	老年精神医学	2
	同実習	4	小児精神医学	2
	精神神経生理学特論	2	心身医学	2
	同実習	4	脳画像学	2
	脳神経学特論	2		
	精神神経薬理学特論	2		
小児科学	小児科学特論	2	小児循環器病学	2
	同実習	4	小児臨床病理学	2
	小児内分泌学	2	細胞増殖とアポトーシス	2
	遺伝子解析学	2	小児保健学	2
	同実習	2		
	小児血液腫瘍学	2		
	小児神経学	2		
	小児アレルギー病学	2		
	小児腎臓病学	2		
	新生児学	2		
皮膚科学	皮膚科学特論	2	臨床アレルギー学	2
	同実習	4	皮膚電子顕微鏡学	2
	膠原病・自己免疫疾患特論	2	皮膚外科・形成外科学	2
	同実習	4	分子遺伝学	2
	皮膚病理組織学特論	2	腫瘍分子細胞学	2
	同実習	4	分子細胞生物学	2
	病態生化学	2		
	同実習	2		
放射線医学	放射線診断学特論	2	総合イメージ診断学	2
	同実習	6	腹部放射線医学	2
	核医学特論	2	小児放射線医学	2
	同実習	4	放射線健康管理学	2
	放射線治療学特論	2	放射線生物学	2
	同実習	6	放射線物理学	2
			腫瘍病理学	2
ゲノム診断・臨床検査医学	遺伝子診断特論	2	コード代謝研究法	2

	同実習	4	感染症診断に生かす臨床微生物学	2
	感染症学概論	2	細胞培養学	2
	同実習	4	同実習	4
	免疫診断法概説	2	分子生物学・遺伝子学	2
	同実習	4		
	臨床微生物学と感染対策	2		
	甲状腺学特論	2		
病理診断学	病理解剖学特論	2	分子標的治療学概論	2
	同実習	4	がん化学療法学概論	2
	外科病理学特論	4	血液病理学	2
	同実習	4	肝臓病理学	2
	細胞病理学特論	2	乳腺病理学	2
	同実習	2	呼吸器病理学	2
	実験病理学要論	2		
	同実習	2		
総合診療医学	診断戦略学特論	4	総合診療学特論実習	2
	同実習Ⅰ	2	臨床感染症学特論	2
	同実習Ⅱ	2	同実習	2
	診察学特論	4		
	同実習	2		
	治療推論学特論	2		
	同実習	2		
	総合診療学特論	4		
先端内科学	先端内科学特論Ⅰ	4	内分泌代謝学	2
	先端内科学特論実習Ⅰ	4	血液病学	2
	先端内科学特論Ⅱ	4	呼吸器病学	2
	先端内科学特論実習Ⅱ	2	アレルギー病学	2
	先端内科診断学	4	消化器病学（消化管）	2
	先端内科治療学	4	消化器病学（肝胆膵）	2
			循環器病学（冠動脈・心不全）	2
			循環器病学（不整脈）	2
			神経病学・睡眠医学	2
			腎臓病学	2
			総合診療学	2
			小児科学	2
			皮膚科学	2
			精神医学	2
			放射線医学（画像診断学・治療学）	2
			臨床検査医学・感染症学	2
			超音波医学	2
			血液浄化学	2

				病理診断学	2
	医工学	循環器学特論	2	不整脈特論実習Ⅱ	2
		微小循環学特論	2	末梢動脈疾患特論実習Ⅱ	2
		臨床研究概論	2	心血管リハビリテーション概論Ⅱ	2
		同実習	2	心臓超音波医学概論	2
		不整脈特論	2	薬理学特論	2
		同実習Ⅰ	2	同実習	2
		末梢動脈疾患特論	2		
		同実習Ⅰ	2		
		心血管リハビリテーション概論Ⅰ	2		
		同実習	2		
		腎臓病特論	2		
外科学系	腫瘍外科学	外科学特論	2	消化器外科学	2
		同実習	6	小児腫瘍外科学	2
		腫瘍外科学	2	救急医学	2
		同実習	6	消化器診断学特論	2
		小児外科学	2	内視鏡外科学	2
		同実習	4		
	消化器外科学	外科学一般特論	2	臓器移植学	2
		同実習	4	腹部救急医学	2
		消化器外科診断学特論	2	消化管疾患特論	2
		同実習	6	肝・胆・膵良性疾患特論	2
		消化器外科手術学特論	2	肝・胆・膵悪性疾患特論	2
		同実習	6	内視鏡外科学	2
	心臓・血管外科学	心臓・血管外科学総論	2	血管内治療学	2
		同診断学	2	同実習	4
		同手術実習	4	移植免疫学	2
		人工臓器学	4		
		同実習	4		
		心臓・血管放射線診断学	2		
		同実習	4		
	呼吸器外科学	呼吸器外科学総論	4	再生医学	2
		同手術実習	6	感染症学	2
		腫瘍免疫学	2	内視鏡治療学	2
		同実習	4	画像診断学	2
		移植免疫学	2	呼吸生理学	2
		同実習	4	肺循環学	2
				救急医学	2
	外科学（脳神経）	脳神経外科学特論	4	神経放射線学	2
		同実習	6	神経病理学	2
		神経外科手術学特論	2	神経生理学	2
		同実習	6	脳腫瘍の遺伝子学	2

	神経診断学特論	2	脳の発達	2
	同実習	2		
整形外科科学	整形外科科学基礎科学	8	運動器放射線診断学	2
	脊椎外科実習	2	神経内科学特論	2
	関節外科実習	2	リハビリテーション医学特論	2
	整形外科バイオメカニクス実習	2	リウマチ学	2
	外傷学（脊椎）	4	骨軟部腫瘍学	2
	外傷学（四肢）	4	スポーツ医学	2
泌尿器外科学・男性科学	泌尿器外科学・男性科学特論	2	腎臓病理学概論	2
	同実習	4	泌尿器結石学特論	2
	泌尿器外科学・男性科学診断学特論	4	泌尿器病理腫瘍学特論	4
	同実習	4	放射線治療学特論	2
	泌尿器外科学・男性科学手術学特論	4	泌尿器分子腫瘍学特論（1）	2
	同実習	4	泌尿器分子腫瘍学特論（2）	2
眼科学	眼光学の基礎	4	眼とフリーラジカル	2
	診断の実際	4	眼疾患の病理	2
	眼とアレルギー細胞免疫学	4	角膜疾患病態生理と治療	2
	同実習	2	神経眼科学	2
	手術の原理	2	透明器官の生化学的解析	2
	手術の実際	2	小児眼科学	2
	視覚の生理	4		
耳鼻咽喉・頭頸部外科学	耳鼻咽喉・頭頸部外科学特論	2	嚥下生理学	2
	同実習	4	免疫学	2
	頭頸部外科学	4	音声言語学	2
	同実習	4	睡眠学	2
	アレルギー学	2	平衡神経学	2
	耳科学	2	喉頭科学	2
	内視鏡学	2		
	鼻・副鼻腔学	2		
産科婦人科学	婦人科特論	2	小児外科学	2
	同実習	6	小児科学特論	2
	産科特論	2	臨床麻酔学特論	2
	同実習	6	放射線診断学特論	2
	産科婦人科手術学特論	2	放射線治療学特論	2
	同実習	4	産科・腫瘍ウイルス学	2
			腫瘍実験病理学	2
			腫瘍生化学	2
形成再建外科学	形成外科学特論	2	頭蓋顎顔面外科学特論	2
	同実習	6	顔面神経再建外科学特論	2

	再建外科学特論	2	創傷治癒外科学特論	2
	同実習	6	頭頸部再建外科学特論	2
	マイクロサージャリー特論	2	美容外科学特論	2
	同実習	4	シミュレーション外科学特論	2
救急医学	救急医学特論	4	中毒学Ⅱ	2
	同実習	4	蘇生学	2
	重症患者管理学	4	救急薬物学	2
	同実習	4	災害医学	2
	外傷外科学	2	ショック学	2
	同実習	2	シミュレーション医学	2
	中毒学Ⅰ	2		
麻酔・疼痛学	臨床麻酔学特論	2	緩和ケア特論	2
	同実習	6	同実習	2
	ペインクリニック（疼痛学）特論	2	吸入療法学特論	2
	同実習	6	麻酔薬理学特論	2
	生体侵襲制御学特論	2	ショック病態生理特論	2
	同実習	4	東洋医学特論	2
口腔外科学	口腔外科診断学	4	口腔外科再建手術学	4
	同実習	2	口唇口蓋裂手術学	4
	口腔外科手術学	4	咬合再建学歯科インプラント学	4
	同実習	2	顎関節診断学	4
	口腔粘膜疾患診断学	4	口腔免疫学	4
	口腔粘膜疾患治療学	2	口腔画像診断学	2
	口腔腫瘍学	2	顎変形症診断学	2
	口腔腫瘍診断学	2	放射線診断学特論	2
			耳鼻咽喉・頭頸部外科学特論	2
			臨床麻酔学特論	2
			救急医学特論	4
先端外科学	先端外科学特論Ⅰ	4	消化管外科学	2
	先端外科学特論Ⅱ	4	肝胆膵外科学	2
	先端外科学特論実習Ⅰ	4	内分泌外科学	2
	先端外科学特論実習Ⅱ	2	整形外科・運動器機能再建学	2
	先端外科診断学	4	心臓血管外科学	2
	先端外科治療学	4	呼吸器外科学	2
			産科学	2
			婦人科学	2
			眼科学	2
			耳鼻咽喉科学	2
			脳神経外科学	2
			泌尿器科学	2
			形成外科学	2
			救急医療学	2

			麻酔学及び医療統計学	2	
			病理診断学	2	
	全専攻分野共通	基本医科学	2		
	全専攻分野共通 がんプロ共通		臨床腫瘍学（外科系） 講義	2	
			臨床腫瘍学（内科系） 講義	2	
			がんの基盤的知識	2	
			総論：臨床腫瘍学	2	
			がん患者の心理・社会的 支援		

別表2 看護学研究科（第12条関係）

専攻分野、授業科目及び単位数

（論文コース）

研究科	専攻	専攻分野	授業科目及び単位				備考
			必修科目	単位	選択科目	単位	
看護学	看護学	共通	保健医療福祉特論	1	看護管理・政策論	2	
			保健統計学	2	看護情報科学特論	2	
			看護研究Ⅰ（概論）	2	生命倫理	1	
			看護研究Ⅱ（量的・質的研究）	2	看護倫理	1	
					看護理論	2	
					行動理論	2	
					看護教育学	2	
					コンサルテーション論	2	
					フィジカルアセスメント	2	
					臨床看護病態生理学	2	
					臨床看護薬理学	2	
					遺伝子診断と疾患の分子生物学	1	
					国際医療保健論	1	
					国際言語文化論入門（英語分野）	1	
		基盤・機能看護学			基礎看護学特論	2	
					看護管理学特論	2	
					生体防御・感染看護学特論Ⅰ（感染看護）	2	
					生体防御・感染看護学特論Ⅱ（生体防御機能）	2	
					シミュレーション教育論	2	
					基盤・機能看護学演習Ⅰ	4	
					基盤・機能看護学演習Ⅱ	4	
		実践看護学			女性健康看護学特論	2	
					小児看護学特論	2	
					慢性看護学特論Ⅰ（セルフケアの再獲得）	2	
					慢性看護学特論Ⅱ（セルフマネジメン	2	

				ト)		
				がん看護学特論	2	
				がん終末期看護特論	2	
				老年看護学特論Ⅰ (老年病看護学)	2	
				老年看護学特論Ⅱ (認知症高齢者看護)	2	
				老年施設看護特論	1	
				地域看護学特論	2	
				在宅看護学特論	2	
				精神看護学特論	2	
				実践看護学演習Ⅰ	4	
				実践看護学演習Ⅱ	4	
	研究	特別研究Ⅰ	2			
		特別研究Ⅱ	4			

専攻分野、授業科目及び単位数

(専門看護師コース)

研究科	専攻	専攻分野	授業科目及び単位						備考
			必修科目	単位	選択科目	単位	自由科目	単位	
看護学	看護学	共通			看護教育学	2			
					看護研究Ⅰ (概論)	2			
					看護研究Ⅱ (量的・質的研究)	2			
					看護管理・政策論	2			
					生命倫理	1			
					看護倫理	1			
					看護理論	2			
					コンサルテーション論	2			
			フィジカルアセスメント	2					
			臨床看護病態生理学	2					
			臨床看護薬理学	2					
							遺伝子診断と疾患の分子生物学	1	
							国際医療保健論	1	
							国際言語	1	

				文化論入門（英語分野）		
				保健医療福祉特論	1	
				保健統計学	2	
				看護情報科学特論	2	
				行動理論	2	
基盤・機能看護学		生体防御・感染看護学特論Ⅰ	2			
		生体防御・感染看護学特論Ⅱ	2			
		生体防御・感染看護学特論Ⅲ	2			
		地域感染制御保健学特論	2			
		感染看護管理学	2			
		生体防御・感染看護学演習Ⅰ	2			
		生体防御・感染看護学演習Ⅱ	2			
		感染看護管理学臨地実習	2			
		感染症患者の看護臨地実習Ⅰ	1			
		感染症患者の看護臨地実習Ⅱ	2			
		感染症患者の看護臨地実習Ⅲ	3			
		感染看護国際実践フィールドワーク	2			
		地域感染制御保健学特論実習	2			
実践看護学		慢性看護学特論Ⅰ（慢性病者の行動理解）	2			
		慢性看護学特論Ⅱ（慢性病者の査定）	2			
		慢性看護学特論Ⅲ（慢性病者への支援技術）	2			
		慢性看護学特論Ⅳ（慢性病者に関連する制度や体制）	2			
		慢性看護学特論Ⅴ	2			

		(慢性病者に関連する治療・療養環境整備)				
		慢性看護学特論Ⅱ 演習(慢性病者の査定)	2			
		慢性看護学特論Ⅲ 演習(慢性病者への支援技術)	2			
		慢性看護学実習Ⅰ (専門看護師の役割理解)	2			
		慢性看護学実習Ⅱ (慢性期／外来)	2			
		慢性看護学実習Ⅲ (急性増悪期・回復期・終末期／病棟)	4			
		慢性看護学実習Ⅳ (予防期／地域)	2			
		がん看護学特論Ⅰ (腫瘍病態学)	2			
		がん看護学特論Ⅱ (がん看護理論)	2			
		がん看護学特論Ⅲ (がん看護援助論)	2			
		がん看護学特論Ⅳ (がん薬物療法看護)	2			
		がん看護学特論Ⅴ (がん薬物療法看護方法論)	2			
		がん看護学特論Ⅵ (緩和ケア)	2			
		がん看護学特論Ⅵ 演習(緩和ケア演習)	2			
		がん看護学実習Ⅰ (診断と治療)	2			
		がん看護学実習Ⅱ (高度実践・役割)	4			
		がん看護学実習Ⅲ (緩和ケア)	3			
		がん看護学実習Ⅳ (在宅緩和ケア)	1			
		老年看護学特論Ⅰ (老年看護学の基盤)	2			
		老年看護学特論Ⅱ	2			

		(アセスメント・健康生活評価)				
		老年看護学特論Ⅲ (老年病病態治療学)	2			
		老年看護学特論Ⅳ (看護介入方法)	2			
		老年看護学特論Ⅴ (保健医療福祉政策・サポートシステム)	2			
		老年看護学演習Ⅰ (老年急性期看護)	2			
		老年看護学演習Ⅱ (認知症高齢者看護)	2			
		老年看護学実習Ⅰ (老年急性期高度実践看護・役割)	6			
		老年看護学実習Ⅱ (認知症高齢者高度実践看護・役割)	4			
		在宅看護学特論Ⅰ (保健医療福祉制度とケアマネジメント)	2			
		在宅看護学特論Ⅱ (在宅看護アセスメント)	2			
		在宅看護学特論Ⅲ (在宅看護援助方法)	2			
		在宅看護学特論Ⅳ (医療的ケア・終末期ケア)	2			
		在宅看護学特論Ⅴ (訪問看護ステーション等の管理・運営)	2			
		在宅看護学演習Ⅰ (医療的ケアに関する看護)	2			
		在宅看護学演習Ⅱ (終末期ケアに関する看護)	2			
		在宅看護学実習Ⅰ (退院支援・調整と在宅チーム医療)	2			
		在宅看護学実習Ⅱ	3			

			(専門看護師の機能と役割①)				
			在宅看護学実習Ⅲ (専門看護師の機能と役割②)	3			
			在宅看護学実習Ⅳ (訪問看護ステーションの開設、管理・運営)	2			
			精神看護学特論Ⅰ (歴史・法制度)	2			
			精神看護学特論Ⅱ (精神看護アセスメント)	2			
			精神看護学特論Ⅲ (診断と治療)	2			
			精神看護学特論Ⅳ (精神看護理論)	2			
			精神看護学特論Ⅴ (援助方法)	2			
			精神看護学特論Ⅵ (リエゾン精神看護)	2			
			精神看護学特論Ⅶ (児童・思春期精神看護)	2			
			精神看護学特論Ⅷ (慢性期精神看護)	2			
			精神看護学演習(治療技法)	2			
			精神看護学実習Ⅰ (診断と治療)	2			
			精神看護学実習Ⅱ (役割機能とコーディネート)	2			
			精神看護学実習Ⅲ (直接ケア)	4			
			精神看護学実習Ⅳ (リエゾン精神看護)	2			
			精神看護学実習Ⅴ (児童・思春期精神看護)	2			
			精神看護学実習Ⅵ (慢性期精神看護)	2			
研究	課題研究	2					

別表 3 看護学研究科博士後期課程（第 12 条関係）

専攻分野、授業科目及び単位数

研究科	専攻	専攻分野	授業科目及び単位				備考
			必修科目	単位	選択科目	単位	
看護学研究科	看護学	共通	看護学研究特論	1			選択科目は 2 単位以上修得すること
			看護倫理特論	1			
			看護学教育特論	1			
		専門			生体機能ケア特論	2	
					看護実践ケア開発特論	2	
					生活環境調整支援特論	2	
					地域ケアシステム開発特論	2	
					看護キャリアマネジメント特論	2	
		研究	博士特別研究Ⅰ	3			
			博士特別研究Ⅱ	3			
			博士特別研究Ⅲ	3			